山本復讎記

全

G 27
198

鷗外藏書

山中讃岐記

[illegible]

于時天保六乙未年七月十四日晩八ツ時右衛門居
住何紀伊守讃岐殿御国中書面[illegible]文次ニ被仰付
由承ニ付其書面写巳年[illegible]月廿日ニ大金壱両
出候ニ山中ニ而[illegible]致候ニ付皆[illegible]

[illegible]

翌廿日明六ツ時御役人[illegible]

觀潮閣文庫

東京帝國大學圖書印

B 23475

取上は刀附を以て目掛て振上け候を押留め月二
刀付たる者を押留る所に大星捕へ手をかけ合ず
差せられ是より手をかけ本蔵は捕押へ候得共
其身は刀抜外に遁れ候て追々候もの中に
ても右引候へ共一日にて遁れ候得ば
構へ候て何方にも通ひ候て判官存命に候はゞ
候処元の役中間を差扇り候節重ねて判官へ
差出し候者共は為に差留の者共其外一旦
安心いたし何とも存候はゞ塩冶の存命ならば
本蔵は右様之一同へ相述候迄加古川本蔵

気を付て差り切らせ候得共何事も候て
候ひ差候て同役何も同役に追て延引になし殺
大目付役に差り候者共右者使として
見届候て手段相立其後何事も手段
捕へ候て扨殺し候て追て追て候へ共
[illegible]中途に又人々取留め候へ共者共も
中にて成敗いたし候得共候殺害に合
候処無之候て如何可致を候て是より追て
判官おしはかり遂殺に及候て存命
候共何事も殺し候二子とも候へ共何分にも

某右衛門儀（續）ニ付直ニ安細ニ相[illegible]
様[illegible]見[illegible]痛[illegible]出雲守殿
ニ而[illegible]療治[illegible]一[illegible]
[illegible]医師[illegible]
[illegible]右[illegible]日[illegible]出雲守殿[illegible]
二十日[illegible]妻[illegible][illegible]
[illegible]
下[illegible]相達[illegible]
其痛[illegible]弱[illegible]
[illegible]二三日[illegible]

[illegible]某[illegible]
[illegible]太[illegible]使[illegible]盗[illegible]
[illegible]盗[illegible]
[illegible]太[illegible]日[illegible]
[illegible]使[illegible]
[illegible]通用[illegible]
[illegible]小役人[illegible]
[illegible]一[illegible]太[illegible]日
[illegible]
[illegible]使[illegible]目付

此人自ら語りけるは遠州神戸某の宅にて病
死せし医師某といふ人の子なり其父某も医師
也平生何とて心得けるにや一生涯定め平生定め
妻一人にて家を治め子もなく大方後年
是は貧しく子とも乳母にて育て神中にて生まれて
追ひ出して平生を物寄とも實子を讓
りて旅に出にける格式ある家にて葬式も
可然様にこそ御意親類の者とも中々親しき
にて翌日八日菩提所へ遍く是を葬りける
因縁にて云々是非もなき事にて右了

其二

或人の許に仕へしある女年頃にて年を経けるが
此女の親類なる人と縁付の事を思ひ立ち
或時この者の出入しける所にて
ことに婦人の事なる女の事に付き
親類の者にて年頃なる人に付き
後にて其事に付きて其後移りし所に
其もの共見つけ此人又ある人に頼み
夫婦の縁の事にあへて則ち親類共に
是は上の事なれは此旨を能く申し聞かせ候得

みえて此家の元祖となり[illegible]山本[illegible]と云[illegible]
を以て江戸表にも[illegible]
姫路[illegible]
西[illegible]姫路[illegible]
附之
此[illegible]
東照神君には酒井[illegible]
代々[illegible]
[illegible]
[illegible]
神君[illegible]山本[illegible]
[illegible]
御感[illegible]御刀一[illegible]
[illegible]

代[illegible]
[illegible]山本[illegible]
[illegible]九郎[illegible]
[illegible]山本[illegible]
[illegible]
[illegible]北風[illegible]
[illegible]
[illegible]
山本[illegible]一[illegible]
[illegible]

のちの代に至りしを思ふにさりし上はともかくもしるはか
大かたは抱なれとも何もてあそふ的なくして北さと
松本ハ西ハ紀伊の果までもしるして探りたる
故あるにあらすにハ御覧ありしまゝに女の得んとの
奉る男の文にのみしたかひしを正しくかれといつの世よ
また此の有さまさん文にしては沢山にて江戸にハ
諸国の人の集る所何らのなきかましてあるをもゆ
都としなきかあるを流行せさるんとはかられさる思ふに
若く女の脈り書れして文協しかりつゝ福を独逸
経済利底し尼とあるの人国の家より此吟の
さしあたり此ほと聞いてしてさいはんたる
一向を嫌しくハあまくとも口さとかなんさあるく
まぬたれ人天窓を抱きなと女性の男子より代らんや
くいてさてさらはらく果ちを論方なるくさらりやふ
さてまはきたる安據しる文江戸か此室にかこく
ありえの和はて此方なと計まへしして預しをある
さの用を頼りたり新しく二月廿六日まて
ならり文を書讀み此方ありく此月廿日中
天保加利度を始め二年より此度もちさへ節
剣てものりてより九かれさつた大月自役進のくて候文此図

すこし飛ひ遊ひ侍り　落ゆく能因かとも松嶋をさ
まよひありき遊ひまふてありしてまふて江戸に入て文談人死
けて情ある俳諧を作りてはかり其をもて按うつる
是今の家ある宗因か宗匠の花の目出度達者に今の文章を
芳桜井　宗の方にも新しき風骨をそへ文談の相進めの俳名を
すゝ近此使者方　此にて速に新しき頭の少しより次第に
梅翁談林の風をとえ入れたり　世にこの目出度宗匠に
宗因居らるゝ時に表は使者扇に文なとをもとの宗匠に
ハ無ことなり　其入れ申し　居れるの此度なと詠めり
祈る所に浮しこ入に居れ作人らんか人なり何ともなし

此紙はしうそのうち遊ひてしても其人を浮ハ此に入れハ花を
談にある此にある俳人ありれハ宗匠の我家にて貞徳の芸
ことに此をおほ徳ひとに　此文書は桜井ちと世に近江の国野部の産物にあり江戸に生長れ
此の家にて世あると　如月其日の俳何も此の度しきまする一
新しきも申信ありしを達して芭蕉所に深川芭蕉庵なる
遍くときには墓参して新しき縁も期の末に居けれ
惜しむ宗匠のなき事の空しみいふとし言附宿所寺に至りて茶
芭蕉翁の飛の頃の弟子も居つくしとうけたまへる紀切り
其はことくし　梅また見事の芭蕉ならしく教文
と申すと文なれいつまても猶田のたのまひしとしたる能を

ゆかりし叔母（少々京ニ住かり度々蕉 両親ノ妻父三千風ノ妹）住しも出でゝ後に身を終りぬ
うたしきをも佛にまかせし身ぞ吉嶽山の入たる
法ともなれ 笠ぬしも我家とぞ頼るゝ

其二

梅翁寺平九郎といふ文台をもつ親族に別れて
遍ても手に一筆し 旅のよき借物し 翌年九月 借まてに
始めて先日来室をとく旅の夜を出しも上方に行きて候
みかの川を少々との荷を文台背負ひて下山
本人翁也けりなどあるつきてき 芭蕉ひかね候ひて
在所より参る彼に文ひも其侍りし所政之（其之墓之）

墓参りし 蕉翁の出る菊りしまゝ彼是非 追善
及し 式も呪を翁を田村にある追善文に三ッ子山に一日
追善興行 同所八子る文台甲斐郡内の甲府
二日追善文台矢を山ん諸翁 一日追善信州
上諏訪翁田より同月上田省吾諸文台
新保其田にある追善文より今所当一二日追善稲荷
其一日居善文分之新居より居善文
より諏訪廟かし加御翁 三日居善北加
ある遊裁後其菓出稲荷病佐る お病加
加賀能登越前より根の外寺行後室興之近年

此儀ハ一旦和睦ニ付テ此迄ハ無事ニ存候ヘ共
并ニ根本ニ構ヘ相違入魂ニテ上杉ニ仕ヘ候
播磨守ヲ引立テ西国ニ退出ノ由板倉式部少輔ハ是ヲ支
ヘ難ク候由ニ付越後ノ極月ニ伊達ニ会スル
山ヘハ二日帰国ス今宵ハ一日帰国ノ事又ハ右大
関東ノ尾州ヘ知行ノ由紙一日帰国候ヘ共又ハ帰
当年分甘糟ハ其方ヘ申ス事此方ニテ申ス時
勢州辺ニ因テ松平ニ帰国候右衛門尉代役
差上候面談ノ内ハ此儀ニ於テ此趣ヲ能
其親父ノ儀 此儀令披露 可被申候 同人共ニ其趣 能々可申 左衛門尉 蒲生 亀井茲矩

方ニ数父林ハヨリ出羽ニ御書相通

一 亀井茲矩当年正月廿日勢州松坂浦ニテ伊賀守方ヘ
相手ニ列候ヘ共是ヨリ帰亀田ヲ召ス
又其上能登守ニ同年ニ其後此段ハ御当方ヘ申入
此儀ハ伝ヘ承リ此度能登同月廿日紀州熊野
仁ニ付数父林ハ其方ヘ是ヨリ此儀林ハ其表團扇
申付難儀ニ及ブ紀州入口長谷ノ親是ヨリ其方ヘ
右之通ニ候也

一 定ニ宗ハ定助ニ申付同正七月廿八日亀井茲矩同定之ヘ
仰付ケラル同年二月廿日松坂表浦ニ

依之米方ニ而者御存方日々貴家之御遠慮申候処私共相成候
二而風聞ニ付亀松義悪事いたし候而江戸ニ而
捕手ニ参りいたし長崎ニ而召捕ニ相成亀松
親兄弟親類一統共ニ奉公御免被下候江戸ニ而
出入之者ニ相伺申候処十二月二日ニ相成候而夜坊主
之いたし夜八ツ時分ニ相成候而居候而行方知不申
之大事ニ相成候中々込届申候所其外ニ相伺不申候
故手早く御遠慮申候処之内御親類并共方
結構ニ入用之通此段承知仕候共ニ御座候
出来候今之通手前持参遠慮申候

一 亀松義二月廿二日高輪ニ而縛ニ付又亀松
方ニ一番鶏御座候処雨天ニ付此寺方ニ帰り
其内ニ高輪ニ而御座候処高輪之山中江
逃いたし候得共其上下山致し捨可申与
其ニ而罷居候得共何分何事
所々相尋申候
右之段委細何様御座候而も相成候ニ付
猶又御尋之上御届申上候ニ付
其儀共ニ帰り申候之処亀松儀一日
遠方ニ而相成候処遠方ニ而何分捨置候

さ原明石姫路城下西所より播州西二日常宿西にて
おのぼりて備中の三山に一日同村合古府中よりも秋
三ヶ所見物し翌年古る鉄得別あまへ東文字あ路山
重阪あれば宗の家ゑあ彩見物し文字白真と松尾なれり
尋ねて飛鳥駅の御宮々る寺の由緒なんたあと云
中なる事し二日九日久ヶ年来服へ付ても更にあ
飛鳥に往宿りし新たる所二日松尾なる良きとて
文字の御宿し加へて飛鳥寺にてある同別桜並木
我の平石桜井まちえ丘を房の東原あて歩ミて仇河にて
古別まち門文久元年乃ちあれ年八月ニ逢またあ知

了雨あ後し見て石引もん寺まで更文々り議別洞山へ
登る 此外数ヶ所見物之入候 二日常宿西東へ今西泉に二日常宿西小出今治で
二日常宿西松山より原湯場の町に旅宿をかりし温泉
場その外所々お寺とも見物し後飲食の漏文字とも時
作にあの宿の主人のもてなし諸食にて志ゆうて新しき宿西
程は広宿りたし御主人賦よりて太平白なる事
石手寺御宿西にて文字同別おまりちうに
二日道後西主人康様語りし満足見り
西条同し八幡宮の町自和常宿西にて泊
豊後佐賀関へ乗船讃岐鶴崎より肥後阿蘇山を

同□□□之唐船細川越中守殿（何方ニ而も相見へ不申）…
…長崎…二日唐船…
…
…一日遅
…二日唐船…
…
…毎八十一月八日…
…長崎唐船…
…入

…町…
…上…
…
…
…
…人…門外…
…入門…
…人文…
…万一…
…

寺人ハ高野ニて此称名ニ細郷 師範ありし小川采
女付助力申遣ハし当三月三年九月迄 文吉力を得
梅丸ハ大通ニて小川某ニ申ミ高野ニ大村家ニ蕎麦ニ給
小川采女ニ入ニ人を仰付られ此所ニ給ふ師匠所
ら采女ニ申候射手ニ展小嬬りしに翌日右年々采女ニ業
内々ニ而ニ而ニ相成通し 御射ニ而ニ一ヶ所り
文吉此ニ連ニ勝ニ手合せ采女ニ此年始ハ
能候へとも亀ニ相成り 手ニ面々まもり又へり 条
文紛 紛ニし 何人ニ出し 立越申支ニ福田采女ニ
候り 高野ニ候ニ出候ニ出 此文ニ而此所ニ

然ル同刻大村ニ而帰国同刻佐賀ニ而一日帰国此九兵衛 節
大通 是ニ而二日杖ニ来り新兵衛ニ而能勢久兵衛宅ニ着
兵衛方ニ逗留支度相済太宰府ニ参詣佐藤丈ニ
二日帰国者共ニ出金ニ一日帰国是より右船ニ
長崎ニ罷越ハ十二月十六日当地出立ニ而是ニ而雑
子共梅丸ニ相渡シ分け候ニ而十二日翌廿日三年文吉
に参り迄ニ而 同月十二日 播州ニ着
其所ニ而 杖ニ而 衛所細ニ
采女ニ而梅ニ而年 文吉ニ而ニ而
大通ニ出立十二月十日寺人此所を出立 周防高府ニ

廿九日二日逗留して宮島詣せし人々と

三日備前岩ヶ城にて藤別しておのおの広島に

八日備前夫より備後尾の道鞆に十七日備中

備中笠岡にいたり夫より福山に二日逗留備中より

岡山にいたり、まで正月廿日姫路明石兵庫の町なる福田

やの方に是より広島に神谷にて

肉こ中城にて乃きのよし年々の旅人に

所持なる宗…にや…人々

人々の人あれ中納言にいたる

宇文にて是に段ある文目出て文

かくれ龍のなくさめに…とき申

子ども二月に姫路…国中の…大坂是より

古道の岐路に四月四日古人の説に…

そなたの大坂河内…

是なり

下記

旅をして江戸の…母…の

方に仏のの…

思ひの…に…

本所の…のあ…に…

又本坊辺にある梅集ハ殊外大叔母前ニ成りしハ是は
方丈寺ニ預りし出来し成りまゝ庭前辺集へ参ニ
一ケ月二ケ月位ハ庭内東西南北ニ少し飾り結ふ
成りたるもの共よりも多く穴ヶ年の内にも是ゝ岩ニ自
存去方梅井ニ来りの方江成り候処八月十五日ニ来給ひ
りの中此ハ定而かくありし時ハ何ぞちとん去月ひ廻りしるき
（前ハ）出来の後寺も信なるもの共あれは小川丁廻り板橋
なる大坂殿ハ此庭此者ニ江出候ニ付後ハ本人
なる甚ハ東都流家の集共志之流なれハ多分ニ成り
去ひし乃にゝ是ゝ以後ハ家ゝ信人ありて此集成れ

酒井雅楽頭殿屋敷此庭を出入役ゟ成りぬ梅丸ハ大星ニ定平
文喜ゟ候て大坂ニ入門ありしか是ゟ藤次郎も讃ゟしく是ハ
九ゟ大黒ハ梅下ゟありゟ文喜ゟ法事にゝ神ゟ出ゟ狗に
小まく写ゟ是わけ其書かくし隠しくして後清から小（手）ゟに
諸ありありし人の門に入り此者も理ゟ所ゟ南ゟ濁
しまて探し旦人ゟ雅集の神社仏閣を尋ねて
遊りし自しを送りぬゝ時丸ゟ大黒にゝ出なりぬ業に
力をそへし此ゟ後ゟ人も知りて名を残し此れ
此頃ハ梅丸の二字を以て上下ゟ是ゟかゝり白衣の
白出入ぬ伝ゟ係ゟしか是人まで平と此ゟ流行の風

邪ハ麻疹ニ状邪をなし食とゝ合セて中ニ又余れ
毒又去りし風邪ニ引しものも食のたくまんぬ毒
残りしを他を取り罷業の事なし薬毒此ものも深切
なきもの——医師ニかゝり候ハゝ節句月上旬ニ出へ
しかし其後は毒を去る其後は毒もなしよみ
かゝる所なり大に腹をくたし又其後ハ風邪の
ん他なりしの次第ニなりて毒人の大ニ発症かゝるべく
御しての背食箇にもかゝるゝ食事にも名ハ罷業の心
なされハ事の事と治命し多く薬医をたのミてんを
毒の後悔の備をこゝる也其なかにも有るもの人にも恩義き

読ての神仏に祈るハ唯祈るのなる親切のにて飛もの
出来し毒れとしにはいまに是はこゝに得あるものハ治る物なくめでぬ
お世の書業ニハかゝる国是其の事とる世て身を潰し世を
うつみしとの天罰ニてんでん医師もにくくに平に
此世の人となり身の安平にあるものとさん人しても此上ハ
祝に年月に入事ハ祈る事に人に病難ニてもなく
身を守る事ハ守の書を勤人ニ中ニ中ニ上人一家に
居る人にも集まる一家に本宮の祀所の紀綱に熱
種々の豊山人を過去り別して少の正に地を尋ね又祈る
おもひかし其後に思ひ下々きて十日や廿日に力

此首途にて思ん事ありて海しける文書をとり出し近比生活
てあり彼ともしらるゝ時の言葉ちかるハ悲しさのなれをしらん
紛失人文書を取出し此身を人の紛失あるにより己
けるを我等の恩を人ニて此ちを序し其人ゝ子を公の
ことの言ありて家事の後しそもきことあらし然之に
戸へかける所中ニ入りて返ことすなわち然をや神るも
竹と房内にてをたよりおもふ紙の紙を不残なるへしと
驚しあつ修して我おもて同所の彼をすて中其れハ定年を
たて再拝として詞なくしてそ疵を含傳をもりけり翌る定年
ハ家事も文書ニ思ひの後たる支文あれハ家を是を給紙の事に難

紛しける叔父にはこれ清けよるよ給りし中にてことに其家に出
らぬもを途ニ文書を焼なりし文合て其類給りて家
あら待すへて福をも副し給ふにハ進して出外りぬるからは
一千に後定年此福の給をぬかりて年ニ男を業し文
あをふあたりを取紛るの人の方を探るへしとして麻布も
麻布のに仮傍ふ文書をも跡なりて定る事の中もして
とも領りを進てきた思ひて小紙をそえ是を多あれ此系東
きしを止てしゆへ差多の思りしくさしても思ひなれ
是非の其類ちえを一紙例に家を探るへて筆して返
るかれハ走るに追有てもしとてをたちて取りぬるをまて

表通りに建たる稲荷（俗に縁起能稲荷といふ）是も共に其頭の在所は述
文吉が如し　九郎兵衛に此より此外治して来語し
神となし参する人当時何方と尋ね来て此者を何のかわり
それハ神となり志川し神おわり板塀しまされハ
神おわりしに告て曰此参する者は大和国に在るより
在ぬ時に稲荷の地なりし是より居住ひた之中に
巡り逢ひし神ハ其主也ぬ文吉大ニ歓び驚き
請し三郎兵衛次第に庵もなし九郎兵衛に　れ
告られハ大に驚きて東西稲荷の地に江戸へ帰るて
いまし年月を立ぬに尤も江戸に在ても文吉も

稲荷を住まくましけるにさらに信を尽し文吉も稲荷た之
在程をさんに以ておいつくる神の居を示さんや能のおへ
御知らせ有る稲荷の身頭に居して江戸ん一まつ此り一族
とらひ年中に在時に頼みて門より来る告て江戸に
急用にして紙の所にて尤も急に帰り来れハ文吉大に
九郎兵衛に急ぎ判所にて紙なりしめ寄せける事
ら彼経て封を切る所に持退く身堅くせしに既
整わけし尋ぬる歎き悲しむ事辞にくらんとし
りのあるに取りぬ処法を設け郷をあくれて是迄て有る
男来りる民判一と人あるへし尤もるやうに宜しく候

給ふ其詩句を詠じて称歎し給ひて再拝をなし給ふ

ましましけるに憂事ありて程なく失せ給ひにけり侍りし紀海

文章者も此事にも此道にも優れ給ふ紀長谷雄

名代迄も此道にて[illegible]其の冥加を得給ふ

是偏に其中にも大進士に及び給ひて世の人皆これを

称する時は始めて[illegible]年を経て紀納言と号す

紀も文章博士となり給ひて紀納言と召されて

其に住みけるに[illegible]あるは立春

せしにあるは[illegible]其にも此文字として[illegible]

て詩を書きしに[illegible]文章博士の人読みて[illegible]

ましく文章博士て[illegible]長酬を詠じ給へるの

取く[illegible]紀納言一首の[illegible]

探らんとするに[illegible]かくらんとするに[illegible]

出しし一首を書きて[illegible]出御ありて[illegible]

ありし紀納言[illegible]ある人[illegible]

書し[illegible]の歌を此道[illegible]

やこ自[illegible]

[illegible]

今[illegible]

て[illegible]文道[illegible]の[illegible]年道[illegible]月

廿八日あけぼのに出たちて東都をさして杖に
まかせつゝ伊丹の町にて物くひなどす
出立
夫より大坂によりて急ぎしに暮れはてぬ高橋の何がしがもと
梅田日なる大成に往還に逢り彼の市なる富田小山日足
尾城の翌日朝日に向て出立より
らあけぼのに東海道を急ぎける閏七月十一日
西門宿に泊まり梅をさしより伊勢をさして男揃し
翌十二日御の時に着きて遥に見る事に九つ文字
ある事にて先の月の末はまゝ其の月の墓

別れし者を伴ひ此を残しおきて同行の人に渡せし
見る事なりし所に此比に来る他人の有りし
親類の方より聞きつゝ輪しけれ藤井をいふ事も
しるにそれに善蔵は聞くよしに江戸表より返探
その後も東に来まして其の魂を思ひ中に便りして藤原に
及びぬ支度をそれと中に入りてその年の間を鹿の
弟へ来る其日の方に仕へる翌年三月になりて是れは迎へ
魏に老若男女など集まりて立て代りて来たりし
に親類も来たりて其の者の来たり寄る人の手をとりて据ゑ
いかにもつかしくて別れを告げて去る人も帰りて

蔵るより銀世をかりし詫んと旅の宿れの底にぬハ屋敷
にて問ひ居たる所庭の隅なる藪垣のもとにしよと
来りしられハ犬もや隠り来りしを九郎兵衛郎来り
みしに犬はさむらひ六七才なる色よき足ならぬを
さしてまゐり来る九郎兵衛文七か声あみ振袖
たまへ捕へし内の中より文七を飛来りけるの庭か
文七猫掘ゆとて来りてしにふ逃るや比れ一
ころ以かの盤貯えに押へし首領か甲へかけて
庭の隅にありしあへ鑑て見鈍にからみの名なる代
衛ふ比の所にて預けにけ世く布ゆくとを述べ御ん者

理由を申さんと申ハれハ文七割し押しとゞめて
まとし、まるとの事とや命ともあしまとうて
私ハ何をかいる事しもやかて彼の色か文七か
国ゟられハ亀の中にて白四のいま血まみりにきへんとしてる
飛ちの由をも罪とへるに我身の命も撥か続きまるゝ
きの由を尋る鏡を此の名をへ人にさとうに傍に逃げ申せ
てしまあることのなきつの理を与へさうんとよく
揃之して三の所入道鏡と音信の庵にかみ付て
又名前を合し傾して錦を待て文り此ずる文七月
七る生男見る弟子子七文なる近し我の根とよ成し

くれなゐの中は八重その三日月殿と名乗る紅の羅綾を被き
あやしげなる姿なりけり いまさら嬉しさあまりにやとて泣き伏しけり
ともなく此のあるを神仏に祈りしに おりぬれば鬼人ならは
おもひきつて嬉しきあまり亡父の供をせんと知らせ参らせ
まゐる時御縁をも是かれはかりと鬼神を連れて帰りぬれ
ば悲しみし父の御かたく魂ありけり嬉しくてさらに
已に鬼神に三年仕へ奉りの父の恨をはらすれは柄に手をかけ
討んとあるに此胸騒ぎて一眼の鬼みなとらんとせしに病をして
苦しみつつ悩ましき折にもあれこそ床にふしつつ病
しつつ居たりけるとき

第六

九郎はこの文を見て八幡を信じ神よりいと深く慕ひ
ける文を読みて彼鬼に文をぞ投げて也とて申しに詞の
ことく再びのさし 各書持のあたり給ふ門に取ちぬ
けるこの亀に御ましく深く思ひて世を忍びつく こなたに
姿を隠しつつみえぬなりけり手負ひてしまふより観世音
偽く誓ひ祈りし 是か御主義の通り参らん祈り
尋ねまゐらせ 果にたる時其方りくなりける御身の
いまさら去る縁を哀しけるに他所にひとく行を成し
頼もしく様子を見入れ 花火ひとつ番所にたより一番居

たちかへりたまひての人舞楽をとゝめしつゝおはしけるその
文書をやくは亀(?)たちよし仰しこのところには詩歌を
よし申しこれを清ゆきにもなきき竜(?)たちなくよし見に
同能し神けれはきやくしの青竜の頭をさしいたして
けの寺往行たる仏化してかゝらんとせしに文書
押しとゝめん人也とらは是又此地におちおはしまして(?)耳に
はなさてやまひかくれは九月(?)よりまつ宮家の浄蔵
こ房ぬを歌は瞳［瞳］を寄(?)給をはゆし(?)に横山所(?)に曲(?)
あれはきよゆきの(?)しゝ[illegible]史とも知らん竜(?)たちを
太宰にく三たちにたちまちん言葉も(?)おかれの婦しく(?)座所(?)

太傳の所にて病をうけしより(?)たえかねるをや東所(?)に
ありぬけれは所々に祈(?)をいたし薬師経をよみ[illegible]
さしかゝる名をしおもの十二夜明(?)けわたる(?)月
新(?)に申(?)成(?)に新(?)を得(?)てを辞し[illegible]ちもまち(?)
是元より[illegible]しさるほと史とも神(?)(?)門外
薩(?)おつ院(?)の御(?)事(?)に[illegible]しかれを本(?)に(?)
けるに一天の[illegible]人(?)[illegible]所と(?)[illegible]
あ(?)[illegible]ての[illegible]竜(?)[illegible]横(?)[illegible]
山(?)[illegible]九(?)[illegible]の[illegible]に白(?)
きて[illegible]怒［怒］の眼を[illegible]て[illegible]竜(?)[illegible]

夫たる人たゝの人なる事し錢を虎狼とも思ひ如くに思ふゆ
きしえんなりしと莫大の事れハ九十九[illegible]懐分界隠なれと也し
らうもとより遊に通ひたる人あり文字以てもとより出來の
ものハり僕人を連てまいる事し夫にて道をぬけ隠目に
たゝけしとてこそ事れハ文字の如く飛の如くに出來の
水酒升なとをさしてくく出るく引きて楠正成か屋敷へ參りけり
して夜るとして是よりを連出候へしと工風をしての一つく
話をいひ有るへの所に參り其用を申く中にあれおりよの
宮より急使ありけり母子とゝ有大雷ありて十死一生となり
者もとの有急にたゝ事よりしとの事なりけれハ出候て所以ゝ出てけり

私目にまかりへしと無德あへる中のそれハ里より迄大へ出へ
發おへ出小田殿へを移以てれを夜るとて待ちし其身を
爲の十三日移との乘込の中なれと船の大臣止むへき
のあるを誓ひていて出迄へし去れつゝと夜のう
ち迄てしハ得ると又望る參るへしと隨出ゝれを
それのと尼あへてそまて友取以たし此ゝとおもゝれハ
もひしうらぬ撰あるきし文字ものれハ此おとろき
聞え人とまして信州の例へ申居れハそうとれと居たの
相共とさ去年の迚ひとこうろ小夜しして物ごりせし
雅ゝし有い乘居と三ゆり若あへの性子とも申へ爲て

見えたり　而るに紀長谷雄の居られし所に至りて色
に詩を献じて文章を一巻書して返されけるに
菅卿の手より書写して讃岐の國より[illegible]
まゐりける時九州[illegible]に至りて神佛の[illegible]
合殺しく鬼[illegible]にて[illegible]
[illegible]にありと思ひけるに[illegible]は鬼[illegible]梅[illegible]
[illegible]人と[illegible]にて文章[illegible]ありけるに
[illegible]此の所に至り文殊の[illegible]
[illegible]人や[illegible]白[illegible]
[illegible]思ひよりて[illegible]ありけ三年[illegible]

[illegible]文才[illegible]天命
遊子[illegible]にいはく[illegible]
[illegible]九州[illegible]服[illegible]
しかるに人[illegible]書[illegible]文章を
何[illegible]上[illegible]別[illegible]鳥[illegible]歌
[illegible]
[illegible]
上[illegible]連[illegible]
三年以前より山[illegible]
[illegible]

にくきやつかな　業殺害致せし　といへども我親ノ紀
州も何ならぬ家来のためにうたれ然るに家刑にも両親上坂京村
吉左衛門将虎の占地に手を亀に来しては其事なりしとも
来ぬ者は成しければ其時曜を解殺し　それにて我かう
服みの敵将に見合せ之人にわかれ　頼まれん　かくまで
勝負し　遂んとまて其時までは先つさきは撰み出し見る
れたる首級きりしに切下けたりとあつて其をニ度
ことわり悦びあまりにあまり　切すれはとつと倒るを
両をも九分ちこ首きりて程なくして先をさし早出之人の首も
く何方をも探し　又見此首級をとらせ節義の勇士にてありし

敵の在所にて　日本国ひ勤ることはなかりしといふ大悪しきるめ殿
しても胴をきて捕なりとも出りて嬉し　夜の中に宮
平之氏の家来の者ともを歌ひて中ではまだ恵ぶ同じに成なる本
多勢刑屋に成出書所にて来り右大臣の仕付廷
婿来る道過ぎ上り其上比屋敷御親兵ども勤親家来
うち方とも刻とまれは甚だ親類家の之人も両逢し
前も屋一人出来兵と死殺一揆にして会所を大目付役
某の大将より一つあり出来る丈夫過ぎ高坂殿今吉左衛
但馬屋よりも之家来にて首をとりて出人も之をもて来り此度留守
役の御目付人過けれ其役に之人にて出すも之を取次る大御所へ

十二日十四日朝七つ時より御暇乞人々参り出立
当所月番様夜振り二人同道罷出館一宿臍菓子を
しめ小迄て釈迦堂前之光泉寺へ立寄り夕
七時比西丸通用門出立宿女坂室町より辰巳
西丸御借用月上野并坂上迄久保田英助御仲使人
同断半蔵下ヶ唯八百町并之又八郎使として出
進上伊丹長谷川様三郎右衛門殿二人江御書
被下置候品々為念の御使ひ持参之
時有之奥庭迄呼出之坂上扇屋へ御出達
其外入日参神田久々町に次三郎同人

下谷御目付様屋敷迄出る迄御使人寄合年若党さし出
夕七時頃より役所へ参り御届申上候処
朝月番様御目付様へ出候処御用向御尋相済
并中之儀十五日当時二人にて御届申上候
之内宿屋へ御礼申上候処其外御用向相済
八ツ時頃何事の方へ罷出夜に入り十二日夜山之宿
而後事済之処にて御届申上候
の女房共方へ参り外の方より駕籠
共出入其外御礼申上候
申しつけ候様何の筆一筆遣し候の次第

ねかひ候事共の趣被仰候て今日二所の御法度
との事なり とも申あへり

廿七

明廿八 七月十五日所司代筒井伊賀守殿より来文
九つ半時 英都奉文書 御到来 二日夕七つ時参る由
御留守之所 同日 夜 御目付 御三方 小路 参詣 御座候
伝奏衆より 伊賀守殿 御出座 御内寄合 有之 夜七つ時相済
翌廿六日 御文 御到来 此度 進達 可有之 仰付
八つ半時 二日 御暇 被仰出 夕七つ時 一同 退出
右文書 持参 被申 御所 御本丸 御進 二日 御用

右之趣 出御 御使 大沢右京大夫
御在府 来文 御披見 被成候 右之年 誰(?)
八組同 長谷 相 改之 御番衆 筆 二日 御用 被下
右之通 使者 差越 御使者 候旨 被申候
右之御用 筒井 伊賀守 御達 二日 二人 之外
右之 御書 御請 申上 右衆 七つ時
右門 申之 同日 右同 御年寄 二日 筆
右之 御書 済 来る 間 右衆 御請 申上
之 右之 申上 右門 御席 御達 一同 御請
廿八日 御用 二日 一同 右之 伊賀守殿 御達

御用書御渡申候　山城新田御通り之節人足之儀
御村々御通行御差支無之様被仰付候ニ付御出役
庄屋并年寄共御出張可被成候様一同相心得
引　猶又当御役御通行之節ハ毎々無差支入用之儀ハ村方より差出可申候　尤其村々ゟ人足差出可申事
役人御通行之所ニ付　不都合無之様御取計可被下候　右之段年寄大庄屋
並御本陣共文書を以申達候ニ付右之段被仰付候ニ付
去年中御出役之連印之御判物大庄屋役所へ一
右御請
国七月朔日より御用之儀有之候ハヽ早速罷出候様
山本村年寄　桜井伊兵衛　麻生　右之通り承知仕候

但御家老河合山城守中間屋敷ニ付伺書差出候
一　七月廿日　萬端相済候ニ付
三人組頭庄屋年寄共御用申遣
右之庄屋年寄共ニ申付　御蔵奉行ニ而
候之上ニ而申上候　家来共受取　御用向御聞届
之上申達候　人足差出之儀相心得可申候
御同組年寄共ニ申付候ニ付御届申上候
御目見之儀御中老衆ニ相伺候

山本重太郎
　　　　　　　　　　　　　　　　印

家来山本九兵衛　御用之儀相伺候

此度土井大炊頭宅ニ而申渡之通り三右衛門江申渡候
家之者九郎右衛門村役人呼出候　曲淵甲斐守
右之者依之申渡候御奉行所之儀申付候
右之通九郎右衛門代々百姓ニ而高直ニ相成候

御勘定所
土方喜三郎

一　土方喜三郎掛り申渡
　　同人御勘定所ニ而申渡候所来村役人
　　出府之儀ニ付右ニ而代々之通百姓之事
　　　　　　　　　　　　　山本九郎右衛門
　　中ヶ村之通用人之儀申付候
　　目付役所ニ而申渡候
　　山本九郎右衛門ニ而御勘定所ニ而申渡候事

　　喜三郎掛り申渡候山本九郎右衛門
　　右年寄之儀通之儀申付候段之表書使之役人
　　　　　　　　　　　山本九郎右衛門之家来
　　御勘定所ニ而申渡候
　　　　　　　　　　　　　　　　　御中文吉
　　　　　　　　　　　　　　　　　　苗字御中ト名宗
　　猪子貴形之者持之右役人猪子之名申
　　村之役人之者ニ相成山本ニ而候
　右申渡之通
　　御勘定所ニ而右貴形之者ニ而
　　御宿之者之通ニ而申渡候
　右同所之者共ニ而申渡候

　　　　　　　　　大目付
　　　　　　　　　　有坂加次郎
　　　　　　　　　目付
　　　　　　　　　　角田利兵衛
　　　　　　　　　　林吉右衛門
　　　　　　　　　　且浦軍平

右同断ニ付為御褒美鳥目七貫文　小役人只人
ニ被下之候

其方義去ル未年御使亀吉義ニ付三年
十二月廿六日山本三郎兵衛方江罷出候処
近辺ニ而大酒致居十日並ニ処去ル十四日晩
於神田橋御門外ニ而右之亀吉儀ニ付相掛
亀吉を捕押相紀候処亀吉儀仕業ニ相違無之
有之候ニ付対決申付右体不届之段申立
三人共ニ召捕候得共御内済申付候ニ付
専ら早々相済候ニ付内々御用

御中小口入
御田久兵衛方所代持
書院番
以為其
酒之助

右之者
差放候

巳七月十日
中奥ニ而相勤候　御目見ゟ以下御目
見迄ニ而相勤候上七ヶ年以来御役目見習相勤
自身ニ而引受罷出候処ニ至外之事ニ而不届之儀
仕候

山本
　　男之丞

広間奥ニ而相勤候　御役ニ而庄左衛門
御目見ゟ以下御目見迄ニ而相勤候上格別ニ而又右衛門
三ヶ外様之儀仕候

右同人

右同所にて翫る　専寿院殿ん
常見上作月忠懸て中之上掛置る砂原　右同人
諸酒出吊翫り扇る翫を加えて門らし著

山本氏の慶賀を祝して
和歌　詩　狂歌　発句
慶賀れあらこ旁々を備わらてちもし去く詳しらる
又いあらし　まゐらせてふ　ありふぁ詳て
ちくのあらし　詩く　あらくくし　まし
亀代氏
原弘賢
行年七十八歳

山本氏の女父の年をもてい祝ひせし祝を賑て
廿三歳　舊年の達ふ賀寿の宴　憲れ出く　河合氏　寸翁
外に宿の廿七文備男武士七人連座して
山本氏の慶賀を大賀して　九十九翁文今日哉　那子加寿ふ
作者このから千　以ても寿には入ふしくく　全
川月の七乃り寿を存ふこと　子寿く賀し
又福を代々せ　本あ四七気掃ふ置ふ作ふ
後編　寿文　木母毎　年後の同印
天文皆一刻
星夜のいきまし

見まいて力綱へても絶えにけり　松下氏　泥土

父の仇打しるも強しく　継本保

加わるは承かまへし見あくれ氏孫子　大田氏　之有

おもしろさ

さぐり尾田の月にて名も越え梟　井田氏　井守

けんのうもたまもし

亀山の仇討にてうらやまし尾は討　至

あるまゆく見もしへ草の実に見えて

まことの女にも弱して

山しるを見けるに本ふかくもとるしれた　里梁女

あさまうく月夜晴れてかくやらん

まことの女の勇孝をあらわして

武士の誓は名をたしにたる女かな　赤松氏　胡嶺

感山本氏女復讎

聞父仇倶不戴天　令娘果得古院辺

他褒勇孝多慊慨　首所寸分尉塚前　岡崎氏　廷方

復讐といはれしきらす

仇討や女のこゝろは玉の原　西尾氏　文流

復讐の人でなくしておもうり

おもしろき虎のあとを女の勇をもとく　石井氏　良叔

世の中の月も此かく事なくてありしを

利世女を配して宇宙のこと

おのれのつくを見るの昔は拾ふ孝女た　掛井氏　宗寿

まる女をさそるなし

あやまらしあやまる女の月を繁之

そしめ晴て涼しかるらむ　山下氏

夫以文の仇ぶとも天を蔵く管子を憾を抱かしむ仕儀

くなれり去る頃月乃自山名氏ふるさと共男子害ふこそ

指北をしく男女二子同氏名ちりたる人皇腰の

むら後物を除くまん年のまで人飛戯たえることを学

うたがひ

我かれ此ゆゑしとあらて我が身わずかに定めたる

助縁になりしを長隠の果をして名を遂るまで

しら荻文なす思ひの嘆き大ふ咄き神田陽清へつまる

か蔭る緩での氷の辺りのあへ仇を恥かしく帰をする

なくあつまる人なれんしてとあそそしぬ文

ふ健をまして志いし此紙作の孝の簿を紙なく伊信り

ぬよりて婦女まさ人々ふ此ゆゑ素懐し驚くきことわり

人くすめに悪し此農変人帰りなし

天風の如亭の陸にわたる天下の重きを萬代不朽の

英名あわうるき後孝膳の郎女此孝みすあなかし

ふめ婦をぬ毋孫らん女郎家　長谷氏　大陰

此貞氏女を配して

いましへを高陽のさかえよこ天連　杉浦氏　一陽

いとゝ老へく〱待ておもしろし
山もとに女も住して
おもてのしき〱ひつも〱ふ雲も晴れ
宗匠につる もし〱の〱して

思女

我のたのしミこゝせ新年へしこの面く
さく〱ぬ事よくこゝを盛しさつもの節にこれを
宵月のふりをあひ〱さへてこゝら来る
しれたるもつゝを作月をさんふ〱他なる
哉ん〱よめ〱にゝころ〱置ゝるゝを往に
なかるゝくゝる〱つ〱末

他雲をおもへ〱し〱小夜砧

松元氏
秋車

随縁〱をもふ旅〱し〱

文ふ文添し〱白ふ飛ら月見

尾崎氏
海守

あふ〱し里の女住して
寄まへ〱老女が住旅哉の名の水

斎藤氏
八詞

松の〱甲し〱ぬ
計や他梅しおりくし砧まつる

中村氏
松雲

あふ〱しさへろを
あらし風さへ月の入る〱迄よめて

日氏
資敬

計り〱し他の名もあきもの哉らん
あわし〱〱
今月の夕ふくさそ〱〱月の歌

松浦氏
政柾

すまの山をこえてやゆく

我おもふ魂かへる嬉しき君か代に
ふりしきるこの[illegible]ころとみるまつの下
ことよ母を思ひして[illegible]かつきに[illegible]を
あらそくをまたく

弥之氏
滋勝

絹我たちやふしあらく世の中に[illegible]

甚衛氏
次男十歳
甚三

隠居を祝して

あかさかくしは思ふ一下筋の年をかさねし
てふくらし南ふかき流の山りゆし

武右衛氏

つもる母の隠居を祝しける

後々まて栄る千代八千代さて重ねん[illegible]
いろ月のおかわし志ほは都[illegible]なれ

大島氏
義

酒井雅楽頭家来
三右衛門実子
山本宇平
当午弐拾歳

同人娘
りよ
同弐拾三歳

同
本多意気揚家来
山本岩右衛門実弟
山本九郎右衛門
同四拾五歳

右之者共父并兄三右衛門儀去巳十二月廿六日朝六ツ時過

今般他所者ニ付出張所者小使ニ差置候ニ付出張所入口
外ニ相成候様手紙持参いたし候而者何者ニ候哉申聞候ニ付手紙差出
致被召連候処露顕いたし候ニ付刀掛有之ニ付出張所之者
肩追出シ内何方ニ而欺之趣申聞ニ付是又出張所ニ差置候
候得共今般翌廿七日暁出張所ニ而差出候様申達候旨申上候
達申候処右者小使共[illegible]申聞候ニ付[illegible]申達
候ニ付当方ニ而詮議いたし候処[illegible]申聞候ニ付相違無之
候得共右之趣遠慮いたし候ニ付右之者共今度右之趣申聞
まいらせ候得共右者何方ニ而盗取候由申聞候ニ付右之
者ニ付仕業ニ而者無之候間御含置可被下候以上

御府内并何方迄モ相見候節ハ雑物等所持いたし候もの有之
候ハヽ是又同様ニ而候得共右之者共申聞候ニ付御手前様
所ニ而御詮議之上右之趣ニ付役人共申付候様可被下
候様御取計可被下候様仕度候此段申達候
達候以上

年
二月廿六日

酒井雅楽頭使者
吉田忠左衛門

右雅楽頭方ニ而差越候趣ニ付右之通相達候旨記之

一　酒井雅楽頭方より所持之品差越候ニ付右之趣申達候間追而可申
　平日出張所ニ而同人共申付候ニ付右之者共相達候旨申聞候

右者當家家来山中九郎右衛門と申者所持之脇差
去ル戌年二月より去巳十二月廿六日明六ツ時迄合羽屋御蔵守
其上紛失之儀ニ付今日役所へ入候節右之趣
持参仕候 御當年中迄出候ニ付請取被下候様御頼申
刀之事抔之義仕度候得共其節差出候得共何分右之品差出
無之候ニ付右躰之儀ニ御座候 翌年巳暮ニ付
右躰之儀迄改兼候処此度相願之儀且又御請申上候
無之候ニ付且又書付之通御尋候ニ付乍恐申上候
之ニ付右様之儀ニ付乍恐申上候 右始末之段
之御座候 右相違無之候ニ付是迄之儀右様之儀ニ付此段申上候

遣被下候 心 ニ付右様之儀仕兼候ニ付右之段可申上旨被仰付候
論
御座候間何卒御慈悲之御沙汰奉願上候 御勘考被下置候様
候之又其儀之儀右様之儀ニ付追而御沙汰之程奉願上候
厚存候右之趣御役所ニ付右之儀人々相違之所々役人立合
聊も右之段申上候儀御座候ニ付御慈悲被下置度 苦
申来

雅楽頭家来
三右衛門
山中宗平

同人娘　きよ

雅楽頭家来
東海寺…門
山本九郎兵衛

右者雅楽頭家来山本主馬[illegible]去ル巳年十二月廿六日
駿府ゟ[illegible]遣之候[illegible]
[illegible]年[illegible]…前
[illegible]去午年十二月廿六日御用番大久保加賀守殿

[illegible]通候処[illegible]
[illegible]…神田橋御門外[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

七月十四日　酒井雅楽頭

一　右之御用番大久保加賀守殿[illegible]
一　右之書面之通同日雅楽頭家来[illegible]

雅楽頭家来
三右衛門養子
山本宇平
同人娘
つよ
雅楽頭家来
山本三右衛門悴
山本九郎右衛門

右之者共去ル文政元寅年迄去ル巳年十二月廿六日朔
相手ノ者入逃去候ニ付度々見届中之者行衛相尋候処
勿論

御所内ニ何れも先達而 [illegible] 之文書之上
其節ニ而被 前書之者共去ル午年十二月
廿六日於 [illegible] 大久保加賀守殿御役人江相渡
候節神田橋御門外 [illegible] 九郎右衛門 [illegible]
罷出候処中出牢 [illegible] 候得共 [illegible]
別段遠慮但馬守様御家来 [illegible]
家来之者共 [illegible] 相違無御座候
仍如件

七月十四日
右之段中上候以上
酒井雅楽頭家来
庄野 [illegible]

一 右之書面之趣組合月番西丸御小納戸鵜殿吉之丞ゟ
西丸御目付松本勝之進ゟ差越候

神田橋御門外ニ而御傍輩頭取組合迄書付差上置
暁八ッ時前酒井雅楽頭家来共ゟ山本九郎左衛門申
右婦人壱人同所ニ倒居候ニ付名前相尋候処
中々相分不申迄罷人屋敷御付甲州迄家来差添
如何様之儀右同所ニ而…其儀婦人之儀又之儀
中々相分候迄ニ付…迄罷所迄掛合同ニ取計申上
取計入念罷人差遣…壱人之…迄書付…
引取人差遣申候…

七月十四日

月番
西丸御小納戸
鵜殿吉之丞

口上書

天保巳年十二月廿六日朝…雅楽頭
…御書付…
…右之御…取計…
…雅楽頭…
同年二月廿六日大久保加賀守…雅楽頭
…
…

申候ニ付諸事神田清左衛門外二名ゟ申立候ニ付右之品々
如件先頭ニ而亀次郎ゟ差遣し候処中出候旨候ニ付早々
酒井雅楽頭へ遣し候処右紙面之趣承知致文書を以申遣し
支配之者ゟ申遣候処右縄之者ゟ申付候ニ付無之候而可遣申候
申候儀ニ付申合候趣相附候所之上ハ私ゟ申立候へハ相済ミ
差出し候様ニ申聞候而之外不都合之無之様相心得候

未七月十四日

永井亀次郎殿
久保田英次郎殿

酒井雅楽頭家来
山田九郎右衛門

口上書

一

天保四巳年十二月廿六日雅楽頭家来雅楽頭領分之者
御預ケ之候義孝次良亀次郎ゟ申出候処、御預り之趣
申来候ニ付申達候ニ付差上候義ニ付、大手文献附候
申候儀雅楽頭ゟ申出候申候ニ付去年十二月廿六日ゟ天保
加賀守殿ゟ雅楽頭方へ差出候ニ付之段申通候ニ付
御預り差遣候ハ、申達候所ニ而候ハ、右之付差出置
候之通り之趣ニ付来候神田清左衛門外二名相見候
申之上、申出候処、亀次郎方御申付候申遣之候ハ、
申越候ニ付、早速取計候様相済候様申遣候ニ付右之品申上候

右留人八伯父取扱中ニ候 然ル右之段当分迄ニ而ハ相分不申候
此外何も申上候儀無御座候 以上

未七月十四日

酒井雅楽頭家来
山本兵之助 印

永井藤次郎殿
久保田英次郎殿

右見分之振承届候ニ付月付之中ニ入置候右之通

覚

神田橋御門外頭取役本多保与市月番之承届取調

稽古之座組合迄出来候様内談仕候処中間脚之寄
見分仕候而年改調居之処ニ右見ハ申候 谷中右之寄
壱寸程宛掛壱寸而振ロ脇上り深サ五分程之
切掛壱寸而長サ壱寸程深サ四寸程同所ハ方之長
壱寸而程深サ六寸程右耳之辺長壱寸深サ
六分程右肩ハ剣ニ而壱寸程切掛深サ四寸程同
脇肩長サ弐寸深サ壱寸程切掛壱寸而胸寄掛壱寸
長サ三寸程胴合掛七寸而疵数申候ニ付弟子相形
之縫拵之右当人者ニ而例之儀弟子手形をも願
其外取計之品無之候

一 右欠之内ニ而討留候酒井雅楽頭家来山本宗三郎疵所之
見分仕候処年齢凡廿四五歳ニ相見衣類木綿中形単物着
之黒羽二重紋付ニ而左之方雅楽頭家来東西宗三郎細
山本宗三郎ニ而年頃廿歳位衣類花色木綿単物着之紬
羽織野羽織茶小倉帯ニ而懐中ニ物差花色真田
股引之無紙入鉄鎖脇差十手並ニ取縄所持仕候同人
右仕又右衣類花色単物着之紺股引ニ而小倉帯ニ而
差之懐中ニ物之之候十手取縄所持仕候右之人々
内疵無御座候
一 刀持之刀脇差共抜身手疵無御座候

一 酒井雅楽頭家来鹿野恵三郎山本宗三郎疵所見分
東西宗三郎帰宅候処同人右仕又右見分書面之通ニ御座候
鴨居其外家来共退候ニ付右同人組合之者へ先ニ
当候之間ニ人組之振舞等則紙書面之通ニ御座候
右之外右始末無御座候

七月十四日

井上信濃守同断
永井能登守
久保田英次郎

右欠付之人ニ而ハ酒井雅楽頭家来之人之傍ニ止宿致
取扱ニ候山本宗三郎右之通ニ而候人附添下ケ右同書

一 西丸小納戸鵜殿吉之丞家来西尾備之助妻

水野越前守殿御渡候図

酒井伊賀守殿

酒井雅楽頭家来

山本定平娘

里よ

同家来

本多今之丞陽家来

山本九郎右衛門

甚右衛門儀山本定平娘里よ文之丞九郎兵衛ほと申者ニ
而去ル巳年十二月廿六日相亀龍并ニ宗右衛門ニ而殿方
願済雅楽頭ニ而同人并其里娘ニ付亀之助引請相済
候得共右甚右衛門并里よ山本定平俊之丞人江下之
去午二月廿八日一同召出之召仰ニ而付其甚右衛門
亀之助西脇ニ而茂此度見届人文右衛門山本定平抱里よ
御吟味之上御構不及九郎兵衛定平ニ而文右衛門江達
亀之助并里よ之外とも御裁許ニ而取計お組頭申
候処九郎右衛門ニ而当年二月宗平ニ而立別文右衛門ニ而
抱之者哀ニ付去ル処亀之助義之御吟味之上可致風

此者儀同人方去ル七月十二日御当地江差下申候
翌十三日夕七ツ時頃両国橋広小路辺ニ而見失ひ申候
ニ付諸所相尋同夜九ツ時芝神明門外ニ而相見掛候ニ付
右九郎ゟ三千石之道へ欠落致候趣相違無之由申立候ニ付
申付置候所此者共其場へ参り候処掛り文三郎とも
暁前九郎兵衛申出候ニ付此者共吟味致候処疑敷廉有之
無之上早速取押へ召捕候処九郎兵衛
止メ置候ニ付依而為持遣し候ニ付此度人書付差上申候

右九郎兵衛召連罷出候

文吉

其方共儀右一件ニ付右吟味中御預ケ　過怠人
節之
右之通御座候

天保六未年七月廿八日差出

見分之上承知仕候

西丸御小人目付

平岡唯八郎

井上又八